

船舶事故調査報告書

平成29年4月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年5月18日 10時30分ごろ
発生場所	長崎県対馬市海栗島北方沖 三島灯台から真方位199° 1,060m付近 (概位 北緯34° 42.9′ 東経129° 26.4′)
事故の概要	漁船幸生丸は、海栗島北方沖を西進中、アカガミ瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年5月23日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 幸生丸、14.09トン NS2-17217（漁船登録番号）、個人所有 第293-24298号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	キール船尾部に破口を伴う擦過傷、プロペラシャフトに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約59cm（大河内湾）
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員2人が乗り組み、船長が操舵室で目視による見張りを行いながら海栗島北方沖を手動操舵で西進していた。</p> <p>本船は、船長が、前方の‘アカガミ瀬の灯柱’（以下「本件灯柱」という。）の北方を航行していたところ、アカガミ瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、手配した作業船により引き出され、造船所にえい航された。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.7m、船尾約1.8mであった。</p> <p>船長は、アカガミ瀬付近を航行した経験があったが、浅瀬の拡張状況を知らず、また、GPSプロッターを作動させていたものの、見ていなかった。</p> <p>本件灯柱は、上対馬漁業協同組合により、漁船の乗揚事故防止を図る目的で、平成8年11月1日にアカガミ瀬上に設置された。</p>
分析	本船は、船長が、本件灯柱付近の浅瀬の拡張状況を知らなかったことから、アカガミ瀬の浅所域を航行し、アカガミ瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、本件灯柱付近の拡張状況を知らなかったため、アカガミ瀬の浅所域を航行し、本船がアカガミ瀬に乗り揚げたものと考えられる。